

**2022年度 特定健診・特定保健指導における集合契約A①・A②参加条件****【A①・A② 共通】**

1. 公益社団法人 全日本病院協会の会員（一般会員または準会員）であること  
※注 当協会会員外の病院またはクリニック等で集合契約A参加をご希望の場合は、当協会会員（一般会員または準会員）としてご入会のうえ集合契約Aにご参加ください。  
※注 なお、会員病院と同一法人内のクリニック等で、集合契約Aに既に参加しているクリニック等については、これまで同様集合契約Aに参加できます。
2. 本集合契約Aは単年度契約であり、年度途中の辞退は認められないことを了承していること（閉院は除く）
3. 集合契約A（本契約）の料金・内容・趣旨（特定健診・特定保健指導の受診機会の確保地域限定はしないフリーアクセス、通年実施）をご理解いただいていること
4. 特定健診を受託する場合、特定健診基本項目及び詳細項目4項目が全て実施できること（詳細項目4項目については再委託での実施でも可）
5. 集合契約A①とさらに集合契約B②（国保ベースで主に地区医師会がとりまとめ機関）にも契約する場合、契約書条文に則って必ず何れか低い健診等料金で実施すること
6. 国の示す委託基準を遵守していること
7. 国の示す「標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）」のルールに基づくことができること
8. システム対応が整っており、国で定める標準的なデータファイル仕様（XML形式）にて特定健診・特定保健指導結果及び決済データを送信（送付）できること
9. 集合契約A①において、特定保健指導を実施する場合、他の機関で特定健診を受けた場合でも、特定保健指導を実施することが可能なこと
10. 集合契約A①において、特定保健指導を未実施の検診機関に受診者が間違えてセット券を持参した場合でも、健診のみの受診は可能である旨を受診者に説明し、実施することが可能であること

**【A②参加の条件】**

11. 当協会の集合契約A①に参加していること
12. 特定健診、特定保健指導（動機付け・積極的）すべてを受託していること

**※確認事項※**

集合契約 A①・・・従来の集合契約 A（後日の保健指導）

集合契約 A②・・・特定健診実施当日に特定保健指導の初回面接が実施可能な契約

\*A②の単独参加不可、A①に参加していなければ A②には参加できません。

\*A②参加施設は、健診・動機付支援・積極的支援のすべてを受託できる施設となります。